

広島県告示第五百八号

平成八年広島県告示第三百八十一号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく年金たる補償に係る補償基礎額及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額）の一部を次のように改正する。

平成十九年五月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

別表を次のように改める。

別表

年 齢 階 層	最 低 限 度 額	最 高 限 度 額
二十歳未満	四、二二九円	一三、四六七円
二十歳以上二十五歳未満	四、八四七円	一三、四六七円
二十五歳以上三十歳未満	五、七四四円	一三、四六七円
三十歳以上三十五歳未満	六、四七八円	一六、二四五円
三十五歳以上四十歳未満	七、〇六二円	二〇、〇八四円
四十歳以上四十五歳未満	七、二二三円	二二、五九一円
四十五歳以上五十歳未満	六、九七三円	二二、九四一円
五十歳以上五十五歳未満	六、四七九円	二四、一六四円
五十五歳以上六十歳未満	五、八四三円	二二、九二八円
六十歳以上六十五歳未満	四、五三九円	二二、一六四円
六十五歳以上七十歳未満	四、一〇〇円	一四、六〇八円
七十歳以上	四、一〇〇円	一三、四六七円

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成十九年四月一日以後の期間に係る年金たる補償の補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償の補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額については、なお従前の例による。